

大磯町自治基本条例における委員の意見のまとめ

大磯町自治基本条例第 29 条に基づき、大磯町自治基本条例が大磯町にふさわしいものであり続けているかどうか等の検討及び見直しについての諮問を受け、平成 27・28 年度における町民委員会の議論と答申書等の結果から、平成 29 年 6 月 1 日施行の町の基本方針、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間の実施結果及び運用に係る庁内アンケートの結果をもとに、町民委員会や勉強会の開催等により意見交換した結果（概要）は次のとおりです。

1. 自治基本条例について

- ①法令や例規を読んだときに解釈が人それぞれ違うと効果が発揮できない。自治基本条例は、町民、議会、行政における町の理念条例であり、それぞれの権利や義務などの整合性を確認しておくべきである。
- ②自治基本条例は、町民参画に焦点を当て過ぎず、議会、行政、町民の関係を念頭に置くべきである。また、理念として、国連サミットで採択された「SDGs」（持続可能な開発目標）があるが、自治基本条例は個別のケースをあてはめてしまっは町の利益とならず、具体的な事例の運用に陥っている。
- ③一般の町民が自治基本条例について理解し、町の事業について意見をすることは労力があることであり、条例に定めてあるからこうしなさいと言われるのは、厳しいものがある。自治基本条例は理念条例という考え方に留め、公共の心を持つことがまずは必要だと感じる。

2. 情報共有と町民参画の手法について

- ①町では、情報発信として Twitter や YouTube、ライフビジョンを始めているが、意見聴取として、実施方法を誤ると組織票が入ってしまう恐れがあり、公平性に疑問が残るため、一方通行であれば有効である。公共的視点に立っている意見かどうかを見極めることができる SNS の意見募集を検討すべきである。
- ②町で行っている事業を知らない町民（サイレントマジョリティ）が多くいる中、町の広報やホームページの追加の手法として、検索しやすい町ホームページの活用や、ライフビジョン（スマートフォン向けのコミュニケーションアプリ）のような SNS を活用すべきである。
- ③パブリックコメントなどの町民参画を実施する際は、専門用語は使わず、事業のメリット・デメリットなどの論点を明確にし、議論しやすい説明資料があると意見を出しやすい。また、町民と行政を交えた意見交換の場から、前向きな意見が集まってくるのではないかと。

- ④町民が参加する附属機関等の会議で、行政の考えている事業の予算額より上回ってしまい、廃案になるケースがある。そのようなときに意見が反映されないと感じる。多くの町民が附属機関等の委員を経験することで自治基本条例の趣旨が反映されることにつながる。

3. 町の基本方針と自治基本条例について

- ①町の基本方針については、職員アンケートから様々な問題を抱え、調整されていることが想定されるが、この方針に従って継続的に行っていくことが重要である。改定する部分は今のところ見受けられない。町からの情報発信、町民の意見を慎重に聴取し、自治基本条例や町の方針の理解を深めることなどにより、今後の町をより良くすることが本当の運用である。
- ②基本方針にある町民参画を含めて、町民、議会、行政のそれぞれの役割を理解しないとバランスが悪くなり、自治基本条例自体がうまく反映されない。条例の趣旨を反映させるには、条例を町民が理解することが前提である。
- ③自治基本条例には、町民、議会、行政のそれぞれの役割があるが、議会議員は町民から選挙で選ばれた代表であるので、町民の意見が議会に反映されるものである。議会と行政のやりとりの中で出されたパブリックコメントの意見は、町民の一部に不利益があるときに出されるものが多い。パブリックコメントの前に議員活動を活発にすることで町民の意見の反映が大きくなると考える。
- ④選挙の投票率が徐々に下がり、町民の町への関心も下がっていると感じる。そのため、無関心な町民の声をどのように集めるのかが今の課題であり、行政と議員が協働して町民の関心を得る活動をするべきである。また、現代社会では、少子高齢化、共稼ぎの時代であり、各世代でまったく違う生活環境であるため、各世代の意見は全く異なる。多世代の意見を取り入れるルールや仕組みがあると、将来の町の利益につながる新たな意見が出てくるのではないかと。

以上